

## 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託  
委託業務の場所 秋田県立横手清陵学院中学校

上記の委託業務について、委託者 秋田県立横手清陵学院中学校 校長 庫山 徹 を甲とし、受託者 ○○○○○○○ ○○○○○ を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

### (総則)

- 第1条 乙は、給食業務が児童生徒の学校教育の一環であることを認識のうえ、別紙「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき誠実に業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。
- 3 甲は、甲の学校内に設置する給食委員会に必要に応じて乙を参加させるなど、乙と定期的に給食内容について協議を行う。

### (契約保証金)

- 第2条 甲は秋田県財務規則第178条第○号の規定により、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。(※免除の場合)

### (受託者の注意義務等)

- 第3条 乙は、善良な管理者としての注意を持って受託業務の遂行に当たらなければならない。
- 2 乙は、当該受託業務の従業員の確保をはじめ、従業員の行為、身元、風紀、規律及び衛生等に関しての一切の責を負うとともに、甲が不相当と認める職員を業務に従事させてはならない。
- 3 乙は、自己の従業員に対し、定期的に、学校給食の水準の維持、向上及び衛生管理のため業務上必要な教育及び訓練を行い、乙の従業員の資質向上を図り、関係法令その他に違反することのないよう十分に注意すること。
- 4 乙は、給食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。
- (1) 乙は、健康診断を定期的に年1回以上実施し、その結果を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、細菌検査を定期的に月2回実施し、その結果を甲に報告しなければならない。
- (3) 乙は、ノロウイルス検査を10月から3月までの間、月1回以上実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

### (信義誠実の原則)

- 第4条 乙は、業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約期間)

第5条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託料)

第6条 委託料は、〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円）とする。なお、各年度における委託料は次のとおりとする。

令和7年度	〇〇〇〇〇〇〇〇円	(月額 〇〇〇〇〇〇〇円)
令和8年度	〇〇〇〇〇〇〇〇円	(月額 〇〇〇〇〇〇〇円)
令和9年度	〇〇〇〇〇〇〇〇円	(月額 〇〇〇〇〇〇〇円)

(完了報告及び検査等)

第7条 乙は、当該月の委託業務を完了したときは、遅滞なく給食業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、もしくは調査し、または指示をすることができる。
- 3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めるときは、乙に対して改善を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づく改善を求められた場合は、乙は直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 乙は前条第1項又は第4項の検査の結果、適正であると認められたときは、当該月分の請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(給食業務受託責任者)

第11条 乙は、本契約に係る受託業務の円滑な管理運営のため、自己に代わって乙の従業員の行為及び受託業務の指揮監督を行う給食業務受託責任者を定め、書面をもってその職・氏名を甲に通知しなければならない。

- 2 給食業務受託責任者は、業務従事者の健康管理及び受託業務における衛生管理に万全を期さなければならない。
- 3 給食業務受託責任者は、この契約の履行に関し、その運営等を行うほか、この契約書に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領、第11条及びこの契約の解除に関わるものを除く。）を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定に係わらず、自己の有する権利のうち、これを総括責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、事前に当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けをさせてはならない。また、無償貸与された施設、設備等の転貸をしてはならない。

(秘密の保持)

第13条 乙及びその従業員は、業務の遂行上知り得た個人の情報、及び甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

(法令上の責任)

第14条 乙は、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、食品衛生法、その他の関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(関係書類の提出義務)

第15条 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(無償貸付)

第16条 甲は、当該業務に使用する設備、備品等（以下「貸付物品」という）について、乙に無償で貸し付けるものとする。

- 2 無償貸付の期間は、第5条第1項に規定した期間と同じとする。
- 3 乙は、無償貸付を受けるにあたり、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 貸付物品を転貸してはならない。
- (2) 貸付物品を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- (3) 貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。
  - (4) 貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。
  - (5) 前号が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を原状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。
- 4 乙は業務の履行にあたり、貸付物品を事前に点検し、業務に支障をきたすと判断される瑕疵を発見した場合は直ちに学校に報告し、その指示に従うこと。

(事故に対する処置等)

第17条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、事故、盗難等の防止及び労働安全衛生に努めなければならない。

- 2 乙は、業務の遂行中、事故発生のおそれのあるとき、または事故が発生した場合は、直ちに適切な処置をとると同時に、甲にその状況を報告し、甲の指示を受けて速やかにその処置に当たらなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、または本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認められるとき。
- (6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行が出来ないと甲が認めるとき。

(損害賠償)

第19条 甲が前条第1項第1号から第7号の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

- 2 業務の遂行にあたり乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、乙は直ちにその旨を報告するとともに、損害賠償の責に任ずるものとする。
- 3 甲が前項の場合において、乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(調査への協力)

第20条 乙は、甲及び秋田県教育庁等関係機関の調査、検査等に協力しなければならない。また、甲及び秋田県教育庁等関係機関は、調査、検査等に関し、乙に対して指導助言ができるものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約に係る業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第22条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年3月 日

委託者 甲 秋田県横手市大沢字前田147-1  
秋田県立横手清陵学院中学校  
校長 庫山 徹

受託者 乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

### (派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

### (教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これ

に違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な理由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- （7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- （8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けるときは、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パ

ソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。

- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
  - 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。